OECD・BEPS 行動 15 の討議草案公表 - 租税条約関連の BEPS 措置実施のための 多国間協定の策定

13 June 2016

In brief

OECD/G20のBEPSプロジェクトでは、二国間条約の改正を通じて実施が見込まれる多くの勧告を提示しています。しかしながら、極めて多くの発効済条約の個別改定交渉プロセスには長期間を要すると予想されます。 BEPS行動計画の行動15では、BEPSプロジェクトから生じる租税条約関連措置の実施のための効率的かつ効果的な仕組みの必要性を認識し、多国間協定の策定を求めています。

行動15に係る最終報告書(二国間租税条約の改正のための多国間協定の策定)では、租税条約関連のBEPS勧告実施のため、各国の迅速な租税条約の改正を容認する多国間協定策定の可能性を分析しています。結論としては、このような多国間協定は実現可能であるだけでなく、望ましいとしており、協定交渉を迅速に進めるべきであるとしています。

本報告書に基づき、2015年5月27日にアドホックグループが設立され、その後、本グループには96 カ国 (2016年5月31日時点)が対等の立場で参加し、非国家地域と国際組織もオブザーバーとして参加しています。本グループは、2016年12月31日までに、作業を完了するとともに、多国間協定を署名のために開放することを目指しています。

多国間協定の草案文面は、政府間で討議中のため機密とされていますが、今回、多国間協定の策定に関する特定の主要な技術的論点・問題点のうちコメント募集が有効と思われるものについて、コンサルテーションが企画されました。コメントは、多国間協定でカバーされる規定の範囲やBEPS結果に内在する実質よりも、実施にかかる技術的論点と、相互協議(MAP)仲裁規定に関する論点が主たる対象とされています。コメントの期限は、2016年6月30日です。その後、公開のコンサルテーション会合が、2016年7月7日に開催される予定です。

In detail

1. 多国間協定

多国間協定での実施が見込まれる規定には、特に以下が含まれることとなっています。

- 行動2(ハイブリッドミスマッチ取決めの効果の無効化)で策定される条約規定
 - (1) 透明な事業体に対処するためのOECDモデル条約第1条(人的範囲)の改定
 - (2) 二重課税救済に免除方式を適用する際の論点に対処するための措置 等



- 行動6(租税条約の濫用防止)で策定される規定
 - 条約濫用に関するミニマムスタンダード
 - セービングクローズの導入(自国居住者への課税権は条約によっては制限されないことの明確化)
 - (1) 特定の配当移転取引 (dividend transfer transactions)、(2) 不動産保有会社が関係する取引、
 - (3) 二重居住事業体の状況、(4) 第三国の恒久的施設(PEs)を利用した条約漁り、に関する特定 濫用防止規定 等
- 行動7(恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止)で策定される規定
 - (1) コミッショネア取決めおよび類似の方策に対処する措置
 - (2) OECDモデル条約第5条(恒久的施設)第4項の特定活動の除外の改定と細分化防止規定 (anti-fragmentation rule)の追加
 - (3) OECDモデル条約第5条第3項の例外の濫用的適用を目的とした契約分割に対処するための 措置 等
- 行動14(相互協議の効果的な実施)に基づくミニマムスタンダードとベストプラクティスを含む措置
 - OECDモデル条約第25条(相互協議)第1項から3項の改定
 - OECD第9条(特殊関連企業)第2項の追加 等

上述の措置の実施に加え、多くの国が、条約関連の紛争を一定期間内で解決することを保証する方法としての義務的拘束的MAP仲裁規定に対するコミットメントを表明しています。多国間協定の交渉の一環で、義務的拘束的MAP仲裁に関する任意選択条項が策定される見込みです。

2. 多国間協定の策定で生じる技術的論点

多国間協定の策定で生じる技術的論点には、たとえば、以下のようなものが含まれます。

● 多国間協定の条項と既存の租税条約ネットワークとの関係

既存の租税条約は、OECD モデル租税条約との間および各租税条約間で大きく異なります。したがって、多国間協定は、新条項の追加あるいは既存条項の改定や既存条項への優先により、既存の租税条約を効果的に改正できるものでなければなりません。これは、新条項の追加や既存租税条約条項の置き換えがどのような場合に行われるかを詳細に記述する"両立適合性条項 (compatibility clauses)"により行うことができます。

整合的な適用・解釈の保証

租税条約関連の BEPS 成果には、解釈の助けとなるコメンタリーへの合意が含まれます。多国間協定には、その諸規定が多様な二国間租税条約に対して整合的に適用されるよう、解説的な記述やコメンタリーが必要とされる可能性があります。また既存の二国間租税条約の統合版の作成も検討されています。

● 多数の正文言語で締結されている二国間条約の改正

多国間協定は、英語とフランス語で交渉されており、これら2言語のみでの締結が見込まれるものの、 多くの正文言語によって締結されている二国間条約を修正することになります。言語の差異にかか わらず、各二国間条約への整合的な適用が確実になされることが重要となります。

3. コメント募集

既存の二国間租税条約との関連で、租税条約関連のBEPS措置の実施で生じる可能性のある技術的論点について、コメントが求められています。特に、以下について、コメントが求められています。

- OECDモデル条約と相違する可能性がある二国間租税条約の既存規定を改正または既存規定への 優先をさせるためのBEPS措置適用に当たり考慮すべき技術的論点(以下が含まれます)
 - BEPS措置と同様の目的を果たしているが、置き換えが必要とみられる既存のまたは既存類型の 規定
 - BEPS措置と類似しているが、保持が必要とみられる既存のまたは既存類型の規定

- 義務的拘束的MAP仲裁に係る任意選択規定の策定に当たり、採用すべきアプローチ(義務的拘束的仲裁の実施に既にコミットしている国と、将来的にコミットすることを検討している国、双方の要請に応える必要があることを考慮)
- 納税者が、既存の租税条約への多国間協定の適用を理解するのに最も有用とみられるガイダンス・実用的ツールの類型
- 多国間協定各規定の整合性ある適用・解釈を保証するために利用可能な仕組み

コメントの期限は、2016年6月30日です。その後、公開のコンサルテーション会合が、2016年7月7日に開催される予定です。

詳細は、以下のOECDのウェブサイトをご覧ください。

http://www.oecd.org/ctp/treaties/discussion-draft-beps-multilateral-instrument.htm

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話:03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー 顧問 パートナー 高野 公人 岡田 至康 佐々木 浩 03-5251-2698 03-5251-2670 03-5251-2184

<u>kimihito.k.takano@jp.pwc.com</u> <u>yoshiyasu.okada@jp.pwc.com</u> <u>hiroshi.sasaki@jp.pwc.com</u>

ディレクター 鶴田 将吾 03-5251-2464

shougo.tsuruta@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約570 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。 私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。 詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。